

## 炭酸カルシウム購入に係る仕様書

標記水道用資材の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

### 1. 品質規格

- (1) 納入する炭酸カルシウムは、「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第17号に定める基準（別紙参照）に適合すること。  
なお、分析方法は「資機材等の材質に関する試験」による。（平成12年2月23日厚生省告示第45号）
- (2) 乙は、規定の品質を証明するため、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を初回納入時に甲に提出するものとする。
- (3) 外観は、白色～粒状の個体とする。

### 2. 重量換算(見掛)比重を1.32(常温)とする。

### 3. 一粒あたりの平均粒子径は、30マイクロメートルとする。

### 4. 納入

- (1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員の立ち会いのもと納入しなければならない。
- (2) 乙は、初回納入のみ、品質規格試験成績書を提出するものとする。
- (3) 甲及び乙は、納入の際に資材の納入量を相互に確認するものとする。
- (4) 納入は、フレコンバッグで1袋あたり600kgとし、1回あたり10袋納入する。

### 5. 納入場所

北谷町字宮城1番地の27 北谷浄水管理事務所（硬度低減化施設）  
☎浄水課098-936-7798

### 6. 検収

- (1) 納入品について、甲は抜き取り検査をすることができる。この場合、不良品は良品と交換するものとし、経費はすべて乙の負担とする。但し、比重不足については、相当量を追加納入することができる。
- (2) 甲は、品質規格試験成績書、水処理効果、比重確認及び一般的性状等に疑義が生じた時は、品質の規格試験を実施又は委託するものとする。委託に要する費用は、乙の負担とする。

### 7. その他

- (1) 乙は、混入の恐れのある有害物質については関係法令に留意し、水道用資材による水質汚染を生じてはならない。
- (2) 乙は、労働安全衛生法その他関係法規を守り、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。なお、法規に規定されていない事項についても、当局職員の指示があれば必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、不完全な機械の使用による損害、あるいは甲の構築物等を汚染または損傷した場合には乙の負担で弁償復旧しなければならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。